

市県民税、所得税の申告について

【受付期間】 2月18日(月)～3月15日(金)の午前8時45分～午後4時
 ※2月24日および3月3日の日曜日は午前8時45分～午後3時
 【受付場所】 市保健センター研修室(2階)



◆注意事項

1 事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災で被害を受けた事業用の資産がある場合には、税務署へ申告してください。

2 今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方、過年分の申告をする方、また事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告は、市の会場では受け付けできませんので税務署に申告してください。

3 申告会場は大変混み合います。前もって次のことをお願いします。

- ・事業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。
- ・医療費控除を受ける方は、治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理(日付が平成24年中であることを必ず確認)し、合計金額を算出して持参してください(介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は施設

設などへ事前に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください。

4 確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

5 申告期間の初めと最後の1週間は会場が大変混み合い、お待ちいただく時間が長くなることが予想されますのでご了承ください。

税務課 ☎内線 10566～1059

税務署からのお知らせ

「公的年金等を受給されている方へ」

平成23年分以後の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。

※右記に該当する方で、所得税の還付を受けるため、また確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除(例えば、上場株式に係る譲渡損失の繰越控除など)を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

※右記に該当する方で、所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

問 竜ヶ崎税務署 ☎0297・66・1303(自動音声案内)

平成25年度(平成24年1月から12月末までに得た所得)の申告受け付けは、土・日曜日を除く2月18日(月)から3月15日(金)までです。※休日は2月24日(日)・3月3日(日)に限り、竜ヶ崎税務署、牛久市役所とも相談・受け付けを実施します。

◎奥野地区は次の日程で出張受け付けを行います。

【申告受付日】 ・1月31日(木)…奥原町、井ノ岡町、小坂町、福田町にお住まいの方
 ・2月1日(金)…久野町、正直町、島田町、桂町にお住まいの方

【受付場所・時間】 奥野生涯学習センター…午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

◆申告が必要な方

- ① 事業所得(営業、農業所得など)や不動産所得、雑所得、譲渡所得などがある方
 - ② 給与所得者で、「給与支払報告書」が勤務先から市へ提出されていない方、年の途中で退職し、その後就職しなかった方、年末調整を受けなかった方
 - ③ 給与所得者で、給与の他に所得のあった方、または2力以上から給与を受けた方
 - ④ 年金受給者で源泉徴収税額のある方、および2力以上から年金を受給している方、また、各種の所得控除を受ける方
 - ⑤ 雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
 - ⑥ ご自身の扶養にも入っていない方
- ※国民健康保険税、介護保険料の算定や各種証明書の交付の関係上、必ず申告してください。

◆申告に必要な物

- ① 源泉徴収票(給与・年金など)、印鑑、所得税還付の場合の口座番号(申告者名義)
- ② 事業所得、不動産所得の収支内訳書
- ③ 各種控除証明書や医療費の領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料、支払った医療費の補填金額など)